

門川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(22年度末)	A		B	B/A	21年度の人件費率
22年度	人 19,197	千円 7,282,060	千円 186,129	千円 1,215,837	% 16.7	% 17.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

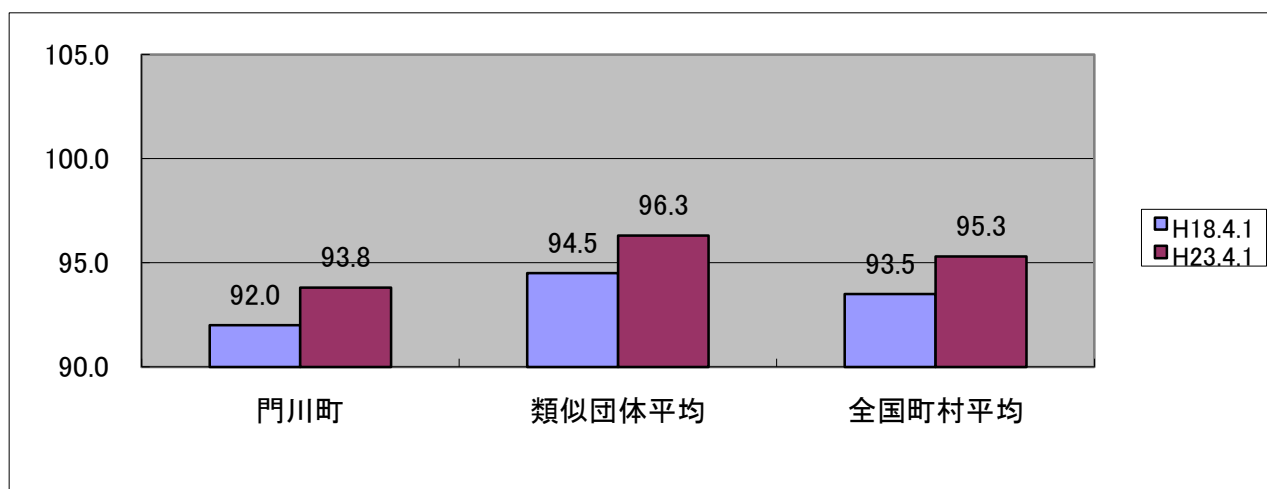
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 150	千円 540,562	千円 75,419	千円 202,242	千円 818,223	千円 5,455	千円 5,733

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円 375,820	円 376,505	▲685円 (▲0.18%)	% ▲0.1	% 0.0	% ▲0.1

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	月 3.97	月 4.15	月 ▲0.18	月 ▲0.20	月 4.15	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	359,800	400,100	412,900	429,800

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
門川町	40.4 歳	292,900 円	330,374 円	312,399 円
宮崎県	43.3 歳	338,121 円	409,399 円	365,131 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.1 歳	323,344 円	377,923 円	351,123 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A) (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額(B)	
門川町	52.7 歳	7 人	349,400 円	354,114 円	353,543 円	—	—	— 円	—
うち調理員	52.7 歳	7 人	349,400 円	354,114 円	353,543 円	調理士	44.6歳	201,000 円	1.76
宮崎県	60.9 歳	32 人	327,526 円	361,859 円	341,123 円	—	—	— 円	—
国	49.5 歳	3689人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	— 円	—
類似団体	48.3 歳	— 人	287,269 円	311,840 円	300,179 円	—	—	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
門川町	— 円	— 円	—
うち調理員	5,714,268 円	— 円	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成20年～22年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		門川町	宮崎県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	140,300 円	—
	中学卒	—	118,300 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	236,100 円	275,300 円	310,600 円
	高校卒	200,000 円	236,100 円	275,300 円
技能労務職	高校卒	200,000 円	236,100 円	275,300 円

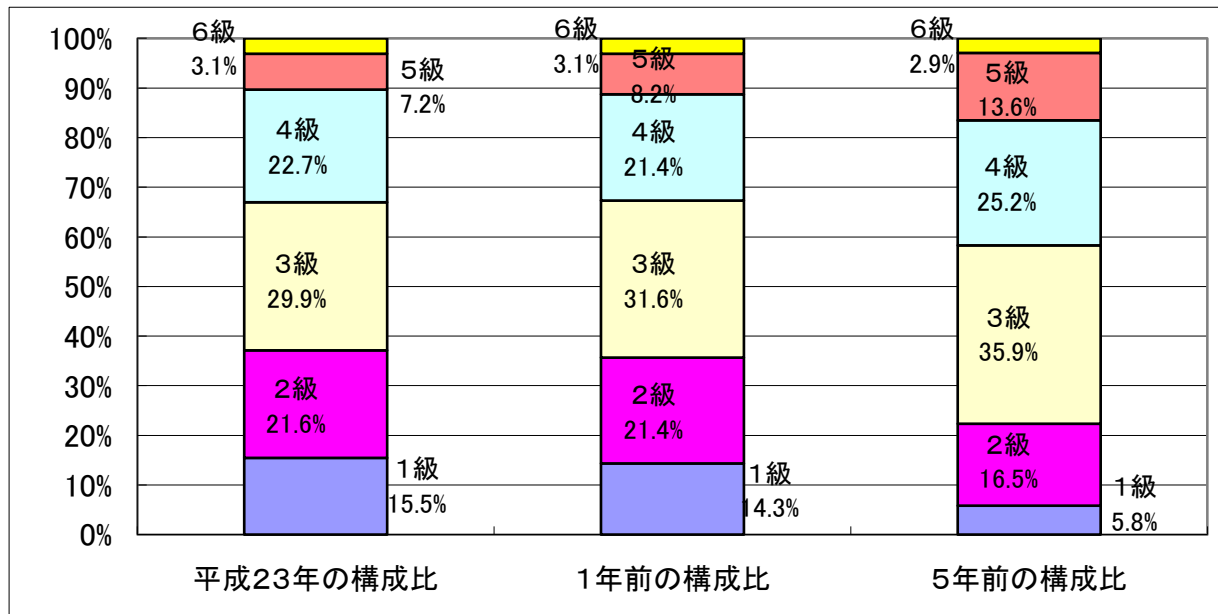
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務	15 人	15.5 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	21 人	21.6 %
3 級	1 係長、保育所長の職務 2 主査の職務	29 人	29.9 %
4 級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	22 人	22.7 %
5 級	1 課長等(6級に指定された課長等を除く) 2 参事の職務	7 人	7.2 %
6 級	町長の指定する課長等	3 人	3.1 %

(注)1 門川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

特に行っていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

門川町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,275 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,421 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.50)月分 (0.70)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

特に行っていない。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

門川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	0 千円	24,378 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	438,000 円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	23,053 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	12.7 %		
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務等従事手当	町税の賦課徴収に従事した者	町税の賦課、徴収業務	月額 2,000円
伝染病防疫作業従事手当	防疫業務に従事した者	防疫業務	日額 200円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人に接する取扱をした者	行旅死亡人取扱業務	1件当たり 1,500円
用地買収等交渉業務手当	用地買収・家屋移転交渉業務従事者	用地交渉・家屋移転交渉業務	日額 200円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	31,277 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	209 千円
支給実績(21年度決算)	19,280 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	124 千円

(5) その他の手当(23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満60歳以上の父母等)のある職員 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算する	同		15,119 千円	232,593 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (借家)支給限度額27,000円 自宅を所有している職員 新築5年以内 2,000円	異	自宅を所有している職員については手当の支給なし	7,692 千円	197,233 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用しあるいは交通用具を利用して通勤している職員 交通機関利用 運賃相当額55,000円まで 交通用具使用は距離に応じて、2,000円から24,500円	同		3,488 千円	43,604 円
管理職手当	課長(局長) 給料月額10% 専門課長 給料月額8% 保育所長 給料月額5%	異	給料表別、職務の級別等により定額	6,220 千円	414,652 円
産業教育手当				千円	円
管理職特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 勤務1回につき4,000円 6時間を超える勤務は6,000円	同		790 千円	52,667 円

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	町 長	660,600 円	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円 / 505,000 円
	副 町 長	561,450 円	710,000 円 / 448,000 円
	収 入 役	円	円 / 円
報 酬	議 長	298,000 円	420,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	228,000 円	360,000 円 / 180,000 円
	議 員	208,000 円	345,000 円 / 158,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(22年度支給割合) 3.10	月分
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 3.10	月分
退 職 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(算定方式) 660,600×48×41.7÷100 561,450×48×24.8÷100	(1期の手当額) 13,222,570 6,683,501 (支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

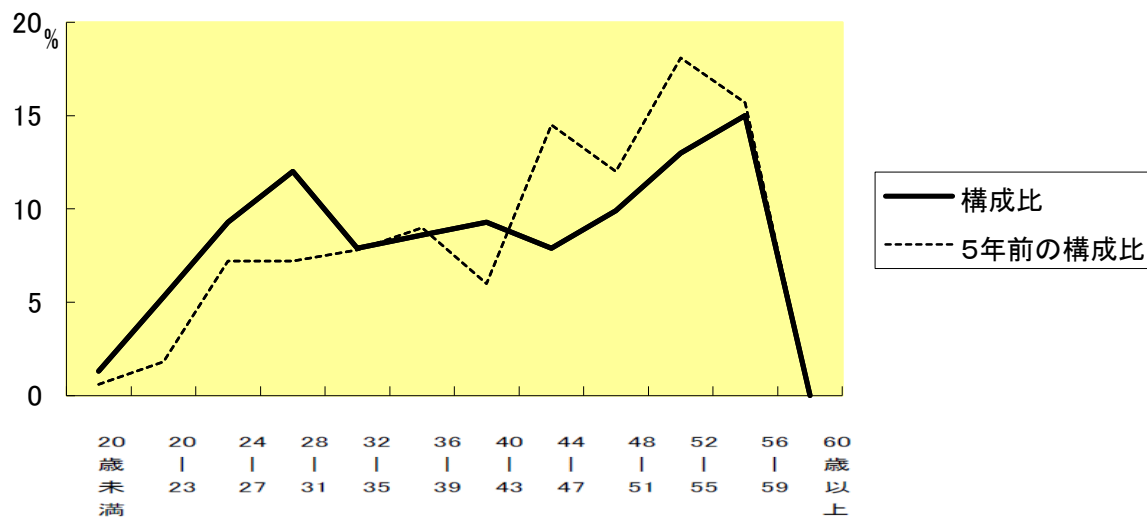
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	
	総 務	32	32	0	
	税 務	11	12	1	
	一 般 行 政 部 門	0	0	0	
	農 林 水 産	13	12	▲ 1	
	商 工	2	2	0	
	土 木	10	10	0	
	民 生	40	38	▲ 2	
	衛 生	10	10	0	
	計	121	119	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.32 人)
教育部門	20	18	▲ 2		
消防部門					
小 計	141	137	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 87.96 人)	
公営会計部門等	水 道	6	6	0	
	そ の 他	9	9	0	
小 計	15	15	0		
		156	152	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.18 人
		[172]	[172]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	2人	8人	14人	18人	12人	13人	14人	12人	15人	20人	23人	0人	151人

(教育長除く)

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減率(率)
一般行政	134	129	126	125	121	119	-15(-11.2%)
教育	20	20	20	19	20	18	-2(-10.0%)
普通会計計	154	149	146	144	141	137	-17(-11.0%)
公営企業会計計	13	13	17	15	15	15	2(15.4%)
総合計	167	162	163	159	156	152	-15(-9.0%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 287,559	千円 18,729	千円 41,234	% 14.3	% 12.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 6	千円 19,942	千円 2,668	千円 7,671	千円 30,281	千円 5,047	千円 6,443

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
門川町	42.0 歳	303,383 円	314,217 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	歳	円	円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

門川町		門川町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,279 千円		1,275 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.40 月分
()月分	()月分	()月分	()月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5%~15%		・ 役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(22年4月1日現在)

門川町			門川町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円	千円	1人当たり平均支給額	0 千円	24,378 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
なし			

エ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	1,049 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	175 千円
支給実績(21年度決算)	1,129 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	226 千円

(注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満60歳以上の父母等)のある職員 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算する	同		475 千円	475,000 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家)支給限度額27,000円 自宅を所有している職員新築5年以内 2,000円	異	自宅所有者に係る手当額はなし	324 千円	324,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用しあるいは交通用具を利用して通勤している職員 交通機関利用 運賃相当額 55,000円まで 交通用具使用は距離に応じて、2,000円から24,500円	同		84 千円	24,000 円
管理職手当	課長(局長) 給料月額の10% 専門課長 給料月額の8% 保育所長 給料月額の5%	異	官職を占める職員に対し、給料月額の10%~25% 本省庁の課長補佐は給料月額の8%	475 千円	475,000 円
産業教育手当				千円	円
管理職特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 勤務1回につき4000円 6時間を超える勤務は6000円	異	管理職手当受給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき管理職手当区分に応じて4,000円~12,000円	4 千円	4,000 円